

令和6年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年9月18日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 今井一行	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場厚子	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 田口 仁		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後3時47分

(午後1時30分 開議)

議長(今井 清君) 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

これから本日9月18日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしな、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第46号～日程第20 陳情第5号

議長(今井 清君) 日程第1 議案第46号 立科町犯罪被害者等支援条例の制定についてから、日程第20 陳情第5号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情書までの20件を一括議題としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認め、一括議題といたします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び特別委員会に付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。今井健児総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番(今井健児君) 4番、今井健児。それでは立科町議会総務経済常任委員会審査報告を申し上げます。

1、付託案件。

こちらにつきましては、審査経過で申し上げます。

2、審査経過。

令和6年9月5日に付託された標記案件を審査するため、9月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第47号 立科町振興計画審議会条例等の一部を改正する条例制定について。

「立科町振興計画」を「立科町総合計画」に名称変更するに至った検討期間、議会を組織する委員の構成等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第50号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について。

昨シーズンのスキー場の利用及び収支状況、物価高騰・賃金上昇により増加した経費と修繕料の説明を受け、指定管理者と十分な協議のうえでの改定である旨を確認し、原案を賛成多数で可決しました。

(3) 議案第51号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について。

インバウンド需要を見据えた無料対象年齢の引下げであること、駐車場使用料は上限の改定であり、指定管理者が車両の区分により料金を定める旨の説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

裏面へ行きます。

(4) 議案第52号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第2号)について。

歳入全款、歳出のうち、【2款】総務費、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【12款】予備費、併せて第2表債務負担行為補正について審査しました。

第2表債務負担行為補正について、地方公共団体情報システム標準化・共通化に係る事業であること。対象業務、委託先、財源等について説明を受けました。

歳入について、【16款】県支出金では、総務管理費補助金の地域発元気づくり支援金事業補助金について、テレワーク推進事業に関して県補助金の採択を受けたものであるとの説明を受けました。

歳出について、【2款】総務費のうち、1項総務管理費、3目財産管理費、別荘等貸付地管理経費の返還金では、契約解除に伴うものであるとの説明を受け、5目企画費、移住・定住推進経費では、移住促進住宅断熱窓設置工事に関する内容及び財源について説明を受けました。7項コミュニティ費、1目コミュニティ施設管理運営費、ふるさと交流館管理経費では、外壁長寿命化改修工事に関して、労務単価及び資材費の高騰による増額との説明を受け、移住促進住宅及びふるさと交流館はそれぞれ現地調査を行いました。

【5款】農林水産業費のうち、1項農業費、3目農業振興経費、農業振興経費では、職員旅費の増額、3項土地改良費、1目土地改良事業費、県営かんがい排水事業経費では、事業実施に係る負担金の増額との説明を受けました。

【6款】商工費のうち、1項商工費、3目地域交通対策費、地域交通対策経費の補助金では、シラカバ線の朝夕のスクール対応便運行に係る児童生徒の見守り委託による増額であり、委託内容、現状等の説明を受け、2項観光費、1目観光総務費、索道事業会計経費では、索道事業特別会計の前年度繰越金が確定したことによる一般会計繰出金の増額との説明を受けました。

【12款】予備費では、主に前年度繰越金及び普通交付税の額確定による増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第54号 令和6年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)について。

歳入では、繰越金の減額理由と国庫補助事業の内容について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長（今井 清君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。10番、榎本真弓議員。

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。それでは議案第50号と51号について質問をさせていただきます。

この議案に対しまして、委員会としては原案が賛成多数、両方とも賛成多数という可決になっておりますが、そのときの意見について、反対意見も当然あったからでしょうが、そのあたりをお伺いいたします。

4番（今井健児君） それでは榎本真弓議員の質問にお答えいたします。

まず、初めに議案第50号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、こちらの反対意見ですけれども……、まとめて言わせていただきます。議案第51号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定、いろいろ様々な両方意見が今回ありました。駐車場料金等も上限という幅ではありますけれども、果たしてその駐車場を上げる必要があるか、そういった観点、グリーンシーズンの中でゴンドラ利用、こちらを促すためにあえて駐車場を高く設定することによって利用増をもくろむという指定管理者の運営上の施策があるという意味においては、この条例が可決された場合にはより多くのゴンドラの利用率、こちらの増が期待できるのではないかという意見もありました。また、それは同時に料金を上げるということにはやはり慎重になるべきだという意見もあったので、その部分に関しては反対意見というところもありました。

以上になります。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 5番、芝間です。それでは、社会文教建設常任委員会の審査について報告をいたします。

1番の付託案件につきましては、2番の審査経過の中で申し上げていきます。

2、審査経過。

令和6年9月5日に付託された標記案件を審査するため、9月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第46号 立科町犯罪被害者等支援条例の制定について。

犯罪被害者等が受けた直接的な被害や周囲等他者からの配慮に欠ける言動や誹謗中傷等の二次被害の状況等に応じて、適切な支援を行うためとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第48号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。
原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第49号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について。

裏面をご覧ください。原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第52号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第2号)について。

歳出について主なものは、【3款】民生費のうち、2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、パートタイム会計年度任用職員経費について、児童手当改正に伴う人件費1名分の増額補正との説明を受け、3目保育所費では、広域保育委託料の内容について説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費2目予防費では、新型コロナウイルスワクチン予防接種の自己負担額設定の経緯について、5目新型コロナウイルスワクチン接種事業では、令和5年度のワクチン接種の実績について説明を受けました。

【7款】土木費のうち、4項住宅費1目住宅管理費では、真蒲町営住宅募集再開に伴う修繕料の増額補正との説明を受け、また現地視察を行いました。2目住宅安全対策費では、老朽危険空き家除却支援事業補助金に係る事前調査業務委託料の増額補正との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、2項小学校費2目学校施設費では、立科小学校ランチルーム屋根のトップライト部分の修繕等に伴う増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第53号 令和6年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 陳情第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書は、原案を賛成多数で採択しました。

(7) 陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情書は、原案を全会一致で採択しました。

(8) 陳情第5号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情書は、原案を賛成多数で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長(今井 清君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[(なし) の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男決算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 5番、芝間です。それでは続きまして、決算特別委員会の審査について報告をいたします。

1の付託案件については、2の審査経過の中で申し上げます。

令和6年9月4日付で付託された標記案件を審査するため、9月12日及び9月13日に決算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は、次のとおりです。

（1）議案第55号 令和5年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

配水量、有収水量、漏水探査、地下漏水等の説明を受け、未処分利益剰余金の処分を含め、原案を全会一致で可決及び認定しました。

（2）議案第56号 令和5年度立科町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

営業外収益の説明を受け、未処分利益剰余金の処分を含め、原案を全会一致で可決及び認定しました。

裏面に行きます。

（3）認定第1号 令和5年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、町税の収入未済額、滞納繰越額、権現の湯の入館料、販売手数料等について詳細な説明を受けました。

歳出では、会計年度任用職員の雇用状況、運転免許証自主返納者支援事業の取組状況、町ホームページの更新状況、AIチャットボットの利用状況、地域・大学連携推進事業の取組・活動状況、立科町情報配信システム「たてしなび」の普及状況・運用経費、児童館の職員体制・利用状況、出産祝金の支給状況、たてしな保育園の一時保育・長時間保育・土曜日曜保育の職員体制・利用状況、緊急通報装置の設置状況、動物愛護推進事業の取組状況、果樹凍霜害支援事業補助金の交付状況、都市農村交流施設における体験学習の状況、観光宣伝の取組状況、蓼科クロスカントリーコースの整備状況、空家対策事業及び町営住宅建設事業の取組状況、白樺高原気象観測装置の設置・運用状況、児童生徒学校給食無償化事業の取組状況、文化財整理事業の取組状況のほか、各種事業の詳細な内容説明を受けました。

歳入歳出ともに、適正な予算執行を認め、全会一致で認定しました。

（4）認定第2号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、国民健康保険税の滞納者の状況について説明を受け、歳出では、保険証の発行状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

（5）認定第3号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

後期高齢者医療保険料の滞納者の状況及び平均保険料について説明を受け、賛成多数で認定しました。

(6) 認定第4号 令和5年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入では、介護保険料の滞納者の状況について説明を受け、歳出では、生活支援コーディネーター及び介護支援事業について説明を受け、全会一致で認定しました。

(7) 認定第5号 令和5年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について。指定管理者納付金の内訳及び町民利用券への負担金の説明を受け、全会一致で認定しました。

(8) 認定第6号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

使用料及び加入件数について説明を受け、全会一致で認定しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長（今井 清君） 委員長からの報告を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。9番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは反対討論を行います。5つの議案について反対いたします。

議案第48号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第49号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、どちらの議案も、これまであった国民健康保険証に代えて保険証とマイナンバーと一体になったマイナ保険証の利用ができるように、48号では「被保険者証」の言葉を削り、49号では被保険者であることを示す証明書と文言を変える条例改正でありまして、反対します。

その理由は、第1に、マイナ保険証の活用について、既に先行実施した医療機関で様々なトラブルが発生し、信頼が損なわれていること。第2に、国民の中に従来どおりの保険証を残してほしいと考える人が8割方おり、国民の理解が得られているとは到底言い難いこと。第3に、マイナンバーカードの更新については5年ごとと言われており、赤ちゃんや子供、障がいを持った方など、本人による更新ができない人が大勢生まれる可能性が予測されるが、それに対する対策が示されていないこと。第4に、既に医療機関等でマイナ保険証を提示した患者の支払いを優先したり、示さなかった保険証の患者には診療報酬に20円というペナルティーを課すなど、差別医療を行っているそのやり方が憲法に定める機会均等に違反すると考えるものです。

また、医療機関の窓口で「マイナ保険証はお持ちですか」と言わせ、その数で支援金を支給する持たない者に対する圧力、嫌がらせともいえる対応が強行されています。こうした政府の強圧的なやり方に反対します。

個人の健康、服薬、手術などの個人情報が集められているマイナ保険証が、医療機関・薬局窓口のどこでも見られることは、医療機関にとっては便利かもしれませんが、できるだけ知られたくない人もいます。紙の保険証は、名前、住所、生年月日など、個人を特定できる最低限の情報があればよいと考えますし、マイナンバーカードとの一体化を望まない人の権利を保障して、少なくとも併用活用できるようにすべきです。何が何でも保険証をやめてマイナンバーとの合体を進める、その前提としての条例改正には反対します。

次に、議案第50号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、この条例案は、2つのスキー場の冬山運賃とスキー場の駐車料金を2,000円から3,000円と値上げを可能にするもので、反対します。

値上げの理由として、燃料費、賃金、修繕費のアップを理由にしていました。委員会で詳細な経営状況をただしたところ、人件費、光熱水費、修繕・消耗品費として前年より1,931万円増え、さらに事業者による設備投資の減価償却費461.9万円が入り、合計2,393万円の経費増になった由報告がありました。2つのスキー場、食事施設、御泉水自然園を合わせ、料金改定による収入増が338.2万円、グリーンシーズンの経営努力により897.3万円の収入増でした。資料によれば、値上げによるものかは不明ですが、恐らくは年末年始の暖冬による雪不足により利用者が2,900人、3,000人近くも減る下で営業利益は2326.3万円も増やしているのです。お客が減っても企業努力により利益は増やしているのです。索道料金は昨年も上げ、まだ条例の上限に達していない商品がたくさんあります。条例を変えなくても工夫の余地があると考え、指摘をしたところでは。

昨年私は、値上げ案に対して、1、安全対策の徹底、2、労働者の待遇改善、3、インバウンドの取り込みの工夫を評価し、賛成をしました。指定管理者が従業員を2名増員し、安全対策や待遇改善に努力をされていることを確認しました。インバウンドの取り込みはまだ十分に成果を上げているとは言えないものの、マウンテンカートや頂上駅でのカフェオープンなど、着実に売上げを伸ばしている努力は認めます。現金上の経営は黒字であり、そして、まだ条例上の努力の余地があると考え、今回の値上げ案には反対します。

次、議案第51号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についても反対します。

この条例は、自然園の入園料を現在の600円から700円に値上げし、また、無料にしていた対象を現在の小学生未満から3歳以下と有料の対象者を増やし、ゴンドラリフトが稼働していないときの駐車料金を1日1,500円から3,000円に倍に増やすことを目

的に提案されました。現在も上限いっぱいの駐車料金となっています。

値上げの理由は、他のスキー場や外国では2歳で有料になっているとのことで、インバウンドを見込んで値上げをするとのこと。しかし指定管理者による索道事業と一体となった経営報告のために、御泉水自然園の収支についてただしましたが、収入と経費との詳細が不明で、値上げがやむを得ないと納得のいく説明はありませんでした。索道との便乗値上げであり、また町営の施設であることから、過度の値上げに反対します。スキー場や御泉水自然園は、町の施設であり、その管理運営を指定管理者に任せています。諸物価高騰の折、経費が増えていることは理解しますが、利用者の自然に親しむ権利やスポーツをする権利を保障するという自治体の使命・責任があると思います。指定管理者に大いにもうけてもらって町に還元してもらったらという考え方もありますが、やはり町営という性格は忘れてはいけないと思い、今回の値上げ案には反対します。

最後、認定第3号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について反対します。不認定とします。

令和5年度の最高保険料は、令和3年度より2万円上がり66万円、さらに10月からは医療費の2割負担が導入され、約1割強の方、見込みは134人でしたが、147人の人が2割負担となりました。3割の人も40人です。令和4年度の平均保険料は、4万7,294円、5年度は4万9,310円と2,000円も上がっています。物価高が進行し、年金が目減りする中での保険料の増額であり、保険料の軽減対象人数が1,033人と、加入者全体の75%にもなるなど、制度設計に最初から無理があると考えます。それまで元気にしていた人も、後期高齢者になると様々な病気やけがなどに見舞われます。そうした高齢者だけを抜き出して構成する医療制度は無理があります。

さらに、創設当時の約束をほごにし、保険料を年々増額し、自己負担分も1割だけだった者が3割負担を導入し、そして2割負担を中心に据え、3割負担の対象者の拡大を図るなど、改悪一辺倒です。

よって、この医療制度そのものに反対いたします。

以上、反対討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに反対討論はございませんか。3番、小野沢常裕議員、登壇の上、願います。

〈3番 小野沢 常裕君 登壇〉

3番（小野沢常裕君） 3番。私は、議案第50号と51号について、反対討論をいたします。

まず、議案第50号です。昨年も同じ時期に改正案が出されまして、私は500円ラーメンと2,000円ラーメンの例を出して、反対討論を行いました。今回も昨年同様に反対の討論をいたします。

この改正案に提示されている金額は、あくまでも上限の金額でありますから、実際

の料金とは限りません。実際の料金については、最終的には町長の承認を得ることになっていきますから、たとえリフトの1回券が3,000円であっても、駐車場料金が5,000円であっても、別に問題はないと考えております。以前、指定管理者は「山の観光は高級リゾート地を目指したい」と言っていました。軽井沢のスーパーでは、安いものは売れず、高いものがよく売れると聞いています。料金をどの程度に設定することが最適なのか、そこが生命線ですから指定管理者は日々研究しているはずですが。富裕層をターゲットにした観光を発展させるためには、天井の低い教室では十分な活動ができません。体育館のような天井の高い空間で目指す観光地づくりに励んでほしいと思います。

議員の皆さん、毎年このようにちまちま改正案を出すような施策、どうお考えですか。本年度は冬山料金の上限ですが、来年度はまた夏山の改正案が出されることが予想されます。これではいつまでたっても2,000円ラーメンを出すことはできません。白樺高原を高級リゾートにするために、このような改正案には反対していただきたいと思えます。

続いて、議案第51号に反対の討論をいたします。先ほどの議案第50号と理由はほとんど同じです。駐車料金がたとえ5,000円であろうと、入園料が3,000円であろうと、その金額は上限ですから別に問題はありません。今年600円の入園料を来年700円にするという改正案では、再来年は800円になるかもしれませんね。このような、先ほどと同じちまちました施策では、指定管理者はいつまでたっても高級リゾートを目指すことができません。町民に対しては割引などで負担増にならないようにする条件で、指定管理者が望む額を提示していただきたいと思えます。町はリーズナブルな庶民的な観光地を目指しているのかもしれませんが、業務委託をしたのですから中途半端な口出しをしないで、思い切って任せてみると決断することが大事だと思います。今のような状態では指定管理者は仕事が大変やりにくいと思えます。議員の皆さん、毎年このような議案の提出は避けてほしいと思いませんか。もっとほかに議論をしなければならぬことがあるのではないのでしょうか。どうかご検討のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに反対討論はありませんか。10番、榎本真弓議員、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。私は、陳情第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書及び陳情第5号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情書について、意見書を提出することに反対の立場で討論します。

厚労省は年内に介護職の賃上げの進捗を探る調査を実施する方針です。令和6年6月25日に開催された専門家会議において、今年度の介護報酬改定の影響も含めて実態調査を行うと説明がされています。事の経過は、6月議会でも発言いたしました。6月5日に衆議院厚生労働委員会において、介護や福祉の現場を支える職員の処遇改善の検討を政府に求める決議が、全会一致で可決をされ、それが10月に実態調査が行われる運びとなっております。その結果を2025年3月に取りまとめ、その後の施策に生かす意向となっております。

このような状況を踏まえ、今は厚労省の実態調査、その後の経過を判断すべきときと考えます。意見書の内容は提出の時期ではないと考え、立科町議会から提出することに反対をいたします。

また、陳情第5号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情書については、6月議会で討論したとおりです。6月議会では、意見書提出は否決されました。国の動向を見るときだと皆様のご理解があったものと考えます。今回の陳情も同文であり、さきの陳情と関連内容であります。今後の調査の取りまとめや施策にどのように生かしていくのか、その動きを見ていくときであり、意見書提出に反対いたします。

立科町議会の責任は、陳情者の思いをしっかりと達成できるよう、そのときに合わせた意見書で意見書提出の時期を逃さず、町民益になることが重要ではないでしょうか。現場の声は重要です。医療や福祉現場で働く人の賃上げや、公的価格で運営する関連事業者や施設運営は、物価高の影響を価格に転嫁できず苦しい立場と理解をしております。日本全体で進んでいく超高齢化社会を、国、介護事業者、厳しい言い方を申しませんが、施設利用者も一体となって国全体で取り組まなければならないと考えます。

よって、陳情内容は、ときではないと意見書提出に反対討論とします。立科町議会の議員各位はどのようにお考えでしょうか。また、町民にこの陳情に対してどのように説明責任を果たしますか。表決には責任を持って臨むべきと考えます。

以上。

議長（今井 清君） ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成の発言を許します。賛成討論はありますか。8番、森澤文王議員、登壇の上、願います。

〈8番 森澤 文王君 登壇〉

8番（森澤文王君） 8番、森澤文王です。議案第50号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について及び議案第51号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回上程された両議案は、スキー場施設の料金、御泉水自然園に関する料金の改定

についてであります。議員各位ご存じのとおり、議会がその料金を定めるのではなく、料金の上限を認めるということが我々の主な責任ということになります。現在のもろもろの価格高騰により、今回も料金改定が必要とされているということです。町民益を考えたとき、町民はリフト料金がほぼ無料なのでその影響は少ないと考えられ、料金が高額では集客に影響があるのではという心配もありますが、当町を含む周辺エリアではエイトピークスという連携団体の取組がされておりますので、価格のバランスはエリア内で大きく変わることはなく、金額からの集客の影響はあまりないと考えられます。

また、現在の燃料価格の高騰は、複雑化している国際情勢の中で、冬場の重油の使用が始まればどうなるかを読むことが非常に難しい。その中で上限を上げておくことで速やかな対処を現場でできると考えられます。

そして、駐車場の料金の上限の改定も提案されておりますが、前回の料金設定からの上限変更は、経済効果等が認められ、その価値があるということの証拠とも考えられます。スキー場も、御泉水自然園も、町の運営では続けていくのが難しい。しっかりと営利施設として運営しなければ廃止になってしまう。だから指定管理者制度を導入してあるのですから、議員の個人の思いではなく、担当職員、理事者、指定管理者でしっかり話を詰めてあり、運用されるであろうと信頼して、議案第50号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について及び議案第51号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について、賛成いたします。

議長（今井 清君） ほかに賛成討論はありますか。4番、今井健児議員、登壇の上、願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。私は、陳情第5号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情書に対して、賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。

まず前段ですけれども、在宅介護の重要性というところで、私は何が重要かなというところにおきまして、人の人生において主体性を持って生き抜いていくというところが大変重要ではないかなというふうに思っております。施設に入られた皆さんは一年中快適な温度の中で生活をしていく、これまた非常に気温の振り幅もなく生活しやすい中ですけれども、まず食事をとっても決まった時間に食事を取らなければいけない。またお風呂も、その施設によって計画は違うんでしょうけれども、大体二、三日に1回入れる。そういった決まった時間に拘束されて、これは致し方ないわけなんです。生活をしていくのではなく、在宅介護というのは、自分で動ける範囲、人それぞれ認定レベルも様々ではありますけれども、自由に自分の意思で生活することができる。そしてそのお手伝いを介護保険、社会保障、このシステムの中で支えていただ

くという形であります。やはり人が人生、これはそれぞれ人の人生観や死生観にも関わってくる話ですけれども、やはり自分の家で自分の意思でできる限りやる、生きていくと。この主体性が非常に大事ではないかなという意味では、この在宅介護というものは非常にやはり重要であるというふうに私は思っております。

そうした中、2024年、介護報酬改定がありました。全体では少なからずのプラスになったわけなんですけど、そうはいつでも社会保障も財源が限りがあるわけでありまして。その中でのやりくりは国も非常に苦慮したというふうに私も判断しますが、この介護報酬の改定に関しては、訪問介護、先ほども重要だと言ったこの訪問介護がメスを入られた、あおりを食うような形になりました。

この陳情書にもあるんですけども、経営実態調査というものを行っております。昨年11月、政府のほうで行っておるんですけども、この調査自体、この中段にもありますが、訪問介護の利益率がほかの介護サービスより高いということでもあります。続けて、これはいわゆる訪問介護も様々であります。ここにも書いてありますが、集合住宅併設型という形があったり、または、私たちのこの立科町もそうかと思えますけれども、地方に行きますとやはり移動時間が多く、一軒一軒、つまり非効率、生産性が悪い、そういった訪問介護が全て一緒くたに平均値として出された。これではまさしくこの陳情書にもあるとおり、実態からはかなりかけ離れているのではないかなというふうに思っております。

いずれにしろ、先ほども反対討論の中でもあったと思うんですけども、今、介護保険、これの限界を国も認めておるのではないかなというふうに思っております。そういった意味では今後もさらに見直し、今も議論は行われています。行われているんですけども、今後行われていくだろうということではあるんですけども、今どうなのかということでもあります、大事なものは、先ほども時が今ではないと言われたのですが、陳情が上がったのは今です。それはだから今対応すべきことです。それに対してそのとおりだと思ふことに対しては、議会としてもしっかり採択されたのであれば国に上げるべきだというふうに私は思っております。

一番残念なのが、今日も働いていらっしゃる現場の介護に従事している皆様、これから2025年、団塊の世代の皆様が全員75歳以上を迎え、超高齢社会を迎える中で、その介護というところには光をしっかりと当てなければならない。また、業界自体もしっかりシステムをつくっていかなければならない中で、いずれにしろ、このマイナス要素、いわゆる下げるということはやはりあっていいのかと。これはただ数字的に制度上、下げたということではなくて、もっと大きな影響があります。皆さんのやる気をそいだんです、これは。これは非常に大きなことかなと。また、今若い方もそれでも介護に従事しようと夢見る方もいます。そういった方の不安をあおるような方向になったのではないかなと。そういった意味では、制度の中身はもちろんしっかり組まれてあるとはいえ、やはりこれはいずれにしろ下げるべきではないという判断に私は

至っております。

前回の定例会におきまして、意見書、こちらが不採択ということで、その不採択の一人が私です。今回は改めて、その時も含めて、私も今回しっかりと今後を見据えた上での判断をさせていただきました。不採択、前回された皆様に申し上げたいのは、やはり現場の声、これを届けるのは議員の務めでもありますし、どうかここは立科町議会で採択をし、国に意見書を上げていきましょう。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに賛成討論はありませんか。9番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは賛成討論を行います。全部で4点について賛成討論を行いますので、お聞きください。

まず、認定第1号 令和5年度一般会計決算の認定について。

令和5年度はコロナ禍が猛威を振るい、行政による支援策が何回にもわたり行われました。全体として、必要な事業が行われたと評価し、賛成します。

個別に言いますと、歳入では、国からの交付金が何回もあり、対象住民に交付され、歓迎されました。

ふるさと寄附金が予算の3倍近くあり、返礼品として体験も可能にする応援感謝券が好評だったとのこと。立科町をじかに訪れていただき、ファンになってもらう大きな役割を果たしたと評価します。リピーターが期待されます。

歳出について申し上げます。

1番、元気なまちづくりでは、まず公共交通については、免許返納者に対して最初の1回だけスマイル交通の乗車券が交付されますが、27人の返納者に対して10人だけが交付されました。制度そのものを知らなかったことも考えられることから、周知方法などの改善が課題です。定額タクシーチケットも周知に伴い利用が増えています。使い勝手のよい利便性の向上が課題です。

2つ目は、猫繁殖制限手術費の補助金では、令和5年度より実施され、170件、当初予算の3倍になるなど大きな効果を上げました。

3つ目、福祉型テレワーク事業も、ひきこもりや子育て・介護中など、社会的に立場の弱い住民の力を引き出す点で多くのワーカーを育て、実益も上げています。自信と活気、実益を生み、町の活性化に貢献しています。

大きな2つ目、子育て・教育では、給食費無償化が年度初めより実施され、町内だけではなく、町外の保育園・小中学校に通う子供たちの分も無償化されました。通学用かばんも支給となり、大いに喜ばれました。父母負担の軽減が大きく進みました。

中学校の講師が1名増員され、支援学級に充てられましたが、中学校での少人数学

級も進めるべきです。町独自の6人の講師加配は評価します。

大きな3つ目、産業振興です。

まず農業です。りんごなど果樹の凍霜害と飼料価格の高騰への支援が2,000万円強行われ、廃業する農家が1件も出なかったということ、大きな効果を上げています。評価します。

農産物直売所農ん喜村の改修工事が始まり、クーラー完備の直売所となり、町の顔としての設備改善が進みました。町単独でしたが、町の活性化への期待が高まりました。蓼科牛の出荷農家に搬出費の補助も実施されました。ブランド育成の施策強化が望まれます。

観光については、観光地のトイレ改修、クロスカントリーの修繕、蓼科園地への歩道のブロック敷設など施設改修が進み、宿泊施設を活用したシェアオフィスに、多くの企業が合宿を行い、交流人口が増えました。努力が実りました。

4つ目、町民課に関わる諸事業については、地道なご努力に敬意を表します。特にコロナ禍にあって、予防接種や給付金の支給など業務量が多かったにもかかわらず、遅滞なく進めていらしたこと、仕事とはいえ評価します。町民の暮らしと健康を支える重要な業務です。「書かせない窓口」など、スピーディーな事務処理が進んだことを確認しました。

5点目、職員について申し上げます。会計年度任用職員についての待遇改善が進みました。令和5年度は期末手当も正規職員並みになり、また賃金も4月に遡って増額改定で、大きく改善が進みました。期末手当は全体で700万円余増えました。令和5年度では、一般職89人に対し、会計年度職員は96人で、半数以上が会計年度という異常な職員配置となっています。一般職への登用やフルタイム職員を増やし、正規職員の負担軽減を望みます。

庁舎にも2階事務棟にエアコンが設置され、酷暑対策が進みました。非常用発電設備も設置され、自家発電の保障ができ、防災本部としての機能が強化されました。

令和5年度はコロナ禍がまだ残り、加えて物価高もあり、困窮する町民も多数生まれています。税の収納状況では、町税で収入未済額が6,200万円余あり、滞納があります。町民税は個人で1,600万円弱、固定資産税で4,400万円弱の滞納が発生しています。使用料では町営住宅使用料で滞納が758万円弱など、町営住宅の家賃も民間の近傍家賃に準ずるのではなく、町営であることから、暮らしに寄り添った家賃設定が求められるのではないのでしょうか。

また、別荘など貸付賃貸料で3,200万円余の大きな滞納があります。よく事情を聞き、暮らしが成り立つよう配慮した徴収を求めています。

以上、他分野にわたり申し上げました。全体として町民のニーズによく応えられ、きめ細かな施策展開がされていることを評価し、賛成します。

他の会計については、討論を省略して、認定いたします。

次に、陳情についての賛成討論を行います。

陳情第4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書、陳情第6号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情書について、賛成します。

陳情第4号は、長野県医療労働組合連合会から出されたものであり、医療介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと……、（発言の声あり）すみません、訂正します。失礼しました。3号と5号に直します。ごめんなさい。

陳情第3号は、長野県医療労働組合連合会から出されたものであり、医療・介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置等につなげるよう、政府の責任において全額公費による追加の賃上げ支援策を実行することを求める意見書提出の陳情です。

陳情第5号は、佐久地区社会保障推進協議会より出されたもので、今年の4月から引き下げられた訪問介護報酬の引下げを撤回し、新たに増額改定を求める陳情です。委員会の中でも、立科町の介護事業所で人が集まらず外国人労働者が対応しているにもかかわらず、空きベッドがあるのに使用できない事態が出されました。背景には、全産業よりいまだ大きく賃金水準が低く抑えられていることがあります。スウェーデンやデンマークなどは幸福市で知られていますが、福祉労働者ケアワーカーは、高い賃金が保障され、人間の尊厳に関わる誇りある仕事との評価が確立しています。ケア労働の重要性をきちんと評価し、ふさわしい賃金・待遇を求める陳情に全面的に賛同します。

訪問介護事業の報酬引下げを撤回し、早急な増額改定を求める意見書提出の陳情第5号については、現実の問題として、報酬引下げにより事業所の経営悪化を招き、既に全国で零細事業者が事業から撤退し、事業所のいない空白自治体が数多く生まれていると報道されています。政府が打ち出した処遇改善加算も、事務手続の煩雑さから、零細な事業所は対応できず、効果は大きな事業所に限定されています。訪問介護は在宅介護の要であり、最期まで自宅で過ごしたいと願う高齢者の命綱です。この燃料高・物価高の中で、報酬増があっても削減など許されません。特に立科町など地方の農産村部にあっては、一軒一軒が離れており、移動時間が多くかかりますが、その移動時間は評価対象から除外されています。さらに事務時間も評価外です。拘束時間で評価されるべきです。そしてその仕事の多くは女性が担っています。家庭から社会へ、施設から在宅へと掛け声をかけ、介護保険が始まったにもかかわらず、その在宅の要の訪問介護の報酬を引き下げると言語道断です。削るべきは不要な軍事費です。高齢期を迎えた住民が最期まで自分らしい暮らしを可能にし、家族介護を支え、家族の負担を軽くするために、またワーカーの働きがいのためにも、訪問介護のさらなる充実を求めます。引下げを撤回し、早急な報酬増を求める陳情に全面的に賛同します。

最後に、陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情に賛成します。

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃を促進しようと1999年に国連総会で決議採択され、現在115か国が批准していますが、日本は既に20年以上も放置して批准しておらず、ジェンダー平等に後ろ向きの姿勢を示し続けており、G7で批准していないのは日本だけであります。今回の陳情は、こうした事実を示し、選択議定書を批准することを求めています。すなわち、新たに個人による通報制度とそれに基づく調査が制度化され、権利を侵された個人が国際機関に救済を申し出ることができるという点で、画期的なものがこの選択議定書です。批准した各国に国連機関が調査に入り、是正を勧告するという実効性が担保される、極めて積極的な制度設計となっております。日本では、賃金や昇格差別が色濃く残っており、裁判でもなお是正されない問題について、この選択議定書を批准することで、国際感覚・国際基準での判断が可能になり、より不平等是正の力になると考えます。日本がジェンダーギャップ指数ランキングにおいて、世界146か国中117位で、G7では最下位、中国、韓国、ASEAN諸国より低い結果が出ています。ジェンダーギャップ指数は、経済・政治・教育・健康の4分野、14項目における男女の各種指標を評価したものであり、教育・健康においてギャップはほとんど見られませんが、経済・政治分野のギャップが大きいことから、日本が遅れていると指摘されています。経済的分野では、女性の管理職割合は低く、賃金は男性の7割であり、その差が老後の年金にまで反映し、低年金となっております。

また、非正規雇用が男女問わず増えていますが、特に女性の2人に1人が非正規雇用であり、当町においても非正規雇用、会計年度任用職員のほとんどが女性です。また女性は、妊娠・出産・子育てといったライフステージの変化が大きく、そのためにキャリアを積みにくく、保育所・学童保育所など社会的な支援策が充実されなければ働き続けることもできません。また政治的には、国家元首や閣僚、議員、地方自治体の首長など政治的リーダーシップのポジションにいる女性の割合を指標としますが、改善されているとはいえ、まだまだ女性の参画割合が低いままです。こうした実態を受け止め、速やかに実効的な効果の見込まれる女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書提出について、全面的に賛成をいたします。

議長（今井 清君） ほかに賛成討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時からです。休憩に入ります。

（午後2時45分 休憩）

（午後3時00分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に戻り、会議を開きます。

これから日程第1 議案第46号 立科町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第47号 立科町振興計画審議会条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第48号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第48号は賛成多数で可決されました。

次に、日程第4 議案第49号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第49号は賛成多数で可決されました。

次に、日程第5 議案第50号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第50号は賛成多数で可決されました。

次に、日程第6 議案第51号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第51号は賛成多数で可決されました。

次に、日程第7 議案第52号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第53号 令和6年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第54号 令和6年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第55号 令和5年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

か。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、日程第11 議案第56号 令和5年度立科町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

次に、日程第12 認定第1号 令和5年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13 認定第2号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第14 認定第3号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、認定第3号は賛成多数で認定することに決定されました。

次に、日程第15 認定第4号 令和5年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第16 認定第5号 令和5年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第17 認定第6号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第18 陳情第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書を採決します。この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第3号は採択することに決定しました。

次に、日程第19 陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございま

せんか。

〔（異議あり）の声あり〕

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情書について採択することに賛成の議員はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

次に、日程第20 陳情第5号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情書を採決します。この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告どおり賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

◎日程第21 同意第3号

議長（今井 清君） 次に、日程第21 同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件の提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することになっておりますので、同意をお願いするものであります。

このたび保護者の委員である久保井智恵氏が9月30日をもって任期満了となり退任されることになりました。これに伴い、今井愛子氏を新たに保護者の委員として選任するものです。

今井氏は、昭和50年生まれ、立科町芦田にお住まいで、大学生と小学生の2児の保護者であります。温厚実直な方で、教育にも関心が高く、当町の教育振興、児童生徒の育成に寄与いただけるものと考えており、立科教育の推進にも力を発揮していただけるものと確信をしております。よろしくご審議の上、同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はあり

ませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

◎日程第22 発委第5号

議長（今井 清君） 次に、日程第22 発委第5号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。

発委第5号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり立科町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

本日提出、議会運営委員会委員長榎本真弓。

裏面をご覧ください。

立科町議会委員会条例の一部を改正する条例であります。条文の朗読は省略させていただきますまして、改正の理由を申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、これまで文書で行うこととされていた地方議会に関連する手続について、オンライン化が可能となったことに合わせ、議会に係る書面等の前提とする手続についてオンラインによることができる旨を規定するもののほか、所要の改正を行うものであります。

条文の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発委第6号

議長（今井 清君） 次に、日程第23 発委第6号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。3時25分から第1委員会室において議会運営委員会を開催しますので、委員はご参集願います。再開は議会運営委員会終了後となりますので、ご承知願います。休憩に入ります。

（午後3時20分 休憩）

（午後3時35分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発委第7号

議長（今井 清君） 追加日程第1 発委第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出。

提出者は、社会文教建設常任委員会委員長でございます。

裏面をご覧ください。

意見書の記書きを申し上げます。

1、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行することによって、

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書でございますが、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛て、議長名での発出でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。芝間教男社会文教建設常任委員長。

5番（芝間教男君） 事務局長の説明のとおりであります。

議長（今井 清君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。10番、榎本真弓美議員、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 先ほどの討論でも申し上げましたが、この意見書、陳情第3号、これから発委として、意見書として、立科町議会が提出をします。

ただいま国会のほうでは、内閣総理大臣もこれから決まる状況であります。大変タイミングが悪いと私は考えております。皆様はどのようにこの中身をまた仕上げていく、また、それぞれの医療・介護、皆さんの医療・介護施設の皆さんにどのような責任を取るおつもりでしょうか。まだまだ来年の2025年の3月にその調査結果が出て、そして、これからその施策にこれが反映をされる。そのタイミングで、ただ今の状態だけを見て国に意見書を提出する。私はそのような立科町議会であってはならないと思います。やはり、国がしっかりと体制が整った上で、当然、これはまたさらに来年も出てくると私は思います。思いますからこそ、これからは団体から出てくるのでは

なく、立科町議会から、何が足りないか、町内の施設等調査をして、自分たちの言葉で国へ意見書を提出することを強く望みます。

今回は非常にタイミングが悪いと思います。

議長（今井 清君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、発委第7号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第2 発委第8号

議長（今井 清君） 次に、追加日程第2 発委第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について。

立科町議会会議則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出。

提出者は、社会文教建設常任委員会委員長でございます。

裏面をご覧ください。

意見書の記書きを申し上げます。

1、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書でございますが、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣政府特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長宛て、議長名の発出でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。芝間教男社会文教建設常任委員長。

5番（芝間教男君） ただいま事務局長、説明のとおりでございます。

議長（今井 清君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議あり）の声あり〕

議長（今井 清君） 異議ありますので、この採決は起立によって行います。

本案について賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、発委第8号は原案のとおり可決され、提出することに決定いたしました。

◎追加日程第3 発委第9号

議長（今井 清君） 追加日程第3 発委第9号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第9号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出。

提出者は、社会文教建設常任委員会委員長でございます。

裏面をご覧ください。

意見書でございますが、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛て、議長名の発出でございます。

意見書の記書きを申し上げます。

1、訪問介護報酬の引き下げを撤回すること。

2、訪問介護員の人手不足解消のため、訪問介護報酬を引き上げ、訪問介護員の処遇改善を図ること。

3、中山間地域等の訪問介護員の訪問に関わる移動時間、待機時間など訪問サービス提供にかかる時間を賃金に反映する制度改正を図ることでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。芝間教男社会文教建設常任委員長。

5 番（芝間教男君） ただいま事務局長説明のとおりであります。

議長（今井 清君） これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、発委第9号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

これで、本日の日程を全部終了いたしました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和6年第3回立科町議会定例会を閉会といたします。

理事者、関代表監査委員、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

なお、この後、3時55分から第1委員会室において全員協議会を開催しますので、参集願います。ご苦労さまでした。

（午後3時47分 閉会）